

(令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度当初予算に係る) 公共事業の円滑な施工のための取組の強化について

令和 3 年 2 月 8 日  
全国建設業協会会長

## 1 趣旨・目的

令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度当初予算案において、近年にはない規模の公共事業予算が計上されています。予算成立後は、この公共事業を円滑に施工することが、防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために必要不可欠です。同時にこれは、来年度以降の公共事業予算の確保のためにも求められることです。

しかし、発注のやり方によっては、受注者サイドの受注体制、採算基準等に適合しない発注が行われ、不要な不調不落が発生するなど、その円滑な施工が妨げられるおそれがあります。

このため、今後の公共事業の円滑な施工に向けて、発注者と受注者との間で意思疎通の緊密化等を図るため、各都道府県協会ごとに以下の取組を行うようお願いいたします。

なお、別添の令和 3 年 1 月 29 日付け総務省・国土交通省通知でも、受発注者間の意思疎通の緊密化等を図ることが求められているところです。

## 2 取組の内容

### (1) 都道府県との意見交換会の開催など、都道府県との意思疎通の緊密化

○都道府県からの呼びかけに応じて各協会ごとに開催してください（協会からの呼びかけを否定するものではありません）。都道府県には別途国交省から要請が行くこととなっています。定例の意見交換会の前倒しという形で行うことも可能です。

○すでに同趣旨の意見交換会を最近開催している場合には、改めての開催を求めものではありません。

○国交省もオブザーバー参加する可能性があります。

○従来から市町村も参加している場合には、当該市町村が参加することもあります。

○新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じてください。リモートでの開催でも結構です。

○可能な場合には 2 月、3 月中に開催するなど、できるだけ早期の開催をお願いします。

○その後も、地域の実情に応じて、定例の意見交換会を含めて、都道府県との意思疎通の緊密化に努めてください。

### (2) 支部、傘下協会単位での市町村との意見交換会の開催など、市町村との意思疎通の緊密化

○市町村の呼びかけに応じて各支部、傘下協会単位で開催してください（協会からの呼

びかけを否定するものではありません)。別途都道府県を通じて市町村に要請が行くこととなっています。定例の意見交換会の前倒しという形で行うことも可能です。

○すでに同趣旨の意見交換会を最近開催している場合には、改めての開催を求めるものではありません。

○新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じてください。リモートでの開催でも結構です。

○可能な場合には2月、3月中に開催するなど、できるだけ早期の開催をお願いします。

○その後も、地域の実情に応じて、定例の意見交換会を含めて、市町村との意思疎通の緊密化に努めてください。

### (3) 報告とフォローアップ

○意見交換会で出された意見等（会議提出資料等）については、会議終了後、全建に報告をお願いします。

○意見交換会で出された意見等については、その後の定例の意見交換会、全建主催の地域懇談会等でフォローアップをお願いします。

## 3 意見交換会の想定テーマ

○発注者 施工確保の取組の説明（不調不落対策等）

○協会 参加した発注者が発注する予定工事に関し、発注時期、工期、積算、ロット、再入札の方式その他の入札契約の改善に係る要望等

※ 適宜、発注見通しなども共有。

※ 国交省からは施工確保に向けた各般の取組の要請があります（国交省が参加する場合）。